

三条技能創造大学の学則（案）について

【第2区分】

学則で定める項目

学則は、大学設置認可申請の際と一緒に提出しなければならない資料であり、定めるべき項目は、学校教育法施行規則で規定されている。

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舍に関する事項

ただし、上記以外の項目であっても、他大学の学則を参考にしながら規定を整備する。

検討の進め方

【検討方法】

定めるべき項目が多いため、項目を3つに分け、区分毎に検討委員会で検討する。

【検討の範囲】

申請後に文科省から質問されることが想定されるため、学則上「別に定める」とする場合でも、一定程度の方向性を確認する。

【スケジュール】

- ・設置認可申請の直前の検討委員会（9月予定）で最終確認をする。

開催予定時期		1月	4月
検討内容		・下記●印事項	・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項
大項目	小項目		
総則	目的	●	
	自己点検・評価	●	
組織	学部・学科・定員	●	
	付属機関	●	
	事務局	●	
	委員会	●	
福利厚生	福利厚生施設	●	
運営組織	職員	●	
	名誉職等	●	
	教授会等運営組織	●	
学年、学期等	学年	●	
	学期	●	
	休業日	●	
修業年限等	修業年限	●	
	在学年限	●	

開催予定時期		4月
検討内容		・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項
大項目	小項目	
入学	入学の時期	●
	入学資格	●
	入学の選考	●
	再入学	●
	転入学	●
	編入学	●
授業科目、履修方法	授業科目	●
	履修登録の上限	●
	組織的な研修体制	●
	試験	●
	成績評価	●
休学、復学等	他大学等での履修の扱い	●
	休学	●
	復学	●
	転学	●
	留学	●
	退学	●
除籍	●	

開催予定時期		4月	7月
検討内容		・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項	・これまで検討の修正事項を確認 ・下記●印事項 ・学則内容をほぼ決定
大項目	小項目		
卒業	卒業要件	●	
	学位	●	
授業料	授業料等	●	
賞罰	表彰		●
	懲戒		●
研究生	研究生		●
	科目等履修生		●
	聴講生		●
	特別聴講生		●
共同研究等	留学生		●
	共同研究等		●
公開講座	公開講座		●

2 入学

(1) 入学の時期

- ・学年の始めとする。
- ・再入学、転入学は原則学年の始めのみとする。

(2) 入学の資格

- ・高校又は中等教育学校卒業者
- ・通常課程による12年の学校教育修了者（これに相当する学校教育修了者を含む。）
- ・文部科学大臣の指定した専修学校の高等課程修了者
- ・外国で学校教育における12年の課程修了者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ・文部科学大臣が高校課程と同等として認定した在学教育施設の当該課程を修了者
- ・文部科学大臣の指定した者
- ・高校卒業程度認定試験合格者
- ・本学が別に定める資格審査により、高校卒業者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳到達者

(3) 入学の出願

- ・所定の期日までに入学検定料の納付書及び必要書類を添えて入学願書を提出

(4) 入学者の選考

- ・別に定める選考を行う。

別規程で定める内容の方向性

① 試験の種類

一般入学試験、推薦入学試験、アドミッション・オフィス入学試験 等

② 入試委員会

- ・構成員は、専任教員で組織する。
- ・選抜試験内容及び配点は、委員会で原案を作成し、学長が決定する。

③ 試験の評価・合否判定

- ・選抜試験の評価方法は、選抜試験の結果による総合評価とする。
- ・選抜試験の合否判定は、入試委員会で原案を作成し、教授会の議を経て学長が決定する。

(5) 入学手続、入学許可

- ・所定の期日までに入学に関する書類を提出し、入学料を納付
- ・手続が完了した者について、学長が入学を許可する。
- ・特別な事情がある者については、教授会の意見を聴き、学長が入学の許可を判断する。

(6) 再入学

- ・本学の退学者で再入学の志願者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いた上で、学長が相当年次への入学を許可することができる。

別規程で定める内容の方向性

- ①再入学資格者：本大学を退学した者又は除籍された者
- ②選考方法：開学後に検討・決定する。
- ③再入学許可：所定の手続を完了した者に対し、学長が再入学を許可できる。
- ④入学時期：学期の始めに再入学ができる。
- ⑤既修得単位及び在学期間：既修得単位と在学期間の通算は、教授会の議を経て、学部長が認定する。
- ⑥再入学年次：退学時又は除籍時の年次に再入学するものとする。ただし、既修得単位によっては、相当年次に再入学させることがある。
- ⑦在学期間：在学期間は、退学又は除籍以前の在学年数を差し引いた年数とする。

(7) 転入学

- ・他の大学又は短期大学在学生在で転入学の志願者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いた上で、学長が相当年次への入学を許可することができる。

別規程で定める内容の方向性

- ①転入学資格者：他の大学又は短期大学に在籍している者
- ②選考方法：開学後に検討・決定する。
- ③転入学許可：所定の手続を完了した者に対し、学長が転入学を許可できる。
- ④入学時期：学期の始めに転入学ができる。
- ⑤既修得単位及び在学期間：既修得単位と在学期間の通算は、教授会の議を経て、学部長が認定する。
- ⑥転入学年次：認定された既修得単位により、学長が転入学させる学年を決定する。

(8) 編入学

- ・他の大学や短期大学等を卒業した者又は退学した者等で編入学の志望者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いた上で、学長が相当年次への入学を許可することができる。

別規程で定める内容の方向性

- ①編入学資格者：他の大学又は短期大学等を卒業した者、退学した者
- ②選考方法：開学後に検討・決定する。
- ③編入学許可：所定の手続を完了した者に対し、学長が転入学を許可できる。
- ④入学時期：学期の始めに編入学ができる。
- ⑤既修得単位及び在学期間：既修得単位と在学期間の通算は、教授会の議を経て、学部長が認定する。
- ⑥編入学年次：認定された既修得単位により、学長が編入学させる学年を決定する。

3 授業科目、履修方法等

(1) 授業科目

- ・教養科目、基礎科目、専門科目、応用科目で構成する。
- ・必修と選択科目に区分する。
- ・授業科目、配当年次、単位数、履修方法は別に定める。

カリキュラムと併せて検討

(2) 履修科目の登録の上限

- ・各学期内で履修できる単位数に上限を設ける。
- ・学部長は、優れた成績の学生に対して登録の上限を超えて履修することを認めることができる。
- ・その他、学部長が必要と認める学生に対して、登録の条件を超えて履修することを認めることができる。

別規程で定める内容の方向性

- ①履修上限を〇〇単位とする。
- ②優れた成績とは、GPA(Grade Point Average)制度において、〇以上とする。

(3) 単位の計算方法

- ・1単位45時間を標準とする。
- ・講義、演習は15～30時間で1単位とする。
- ・実験、実習、実技は30～45時間で1単位とする。
- ・卒業研究及び産学連携実習の単位は、これに必要な学修等を考慮して学長が定める。

(4) 単位の授与

- ・科目履修後の試験、受講状況、レポート等による総合評価を行い、合格者に単位を付与する。

(5) 成績の評価

- ・S、A、B、C、Dの5段階評価とし、Dを不合格とする。

S : 90～100点、A : 80～89点、B : 70～79点
C : 60～69点、D : 59点以下

(6) 他大学等における修得単位

①他大学等における授業科目の履修

- ・他大学との協定に基づき、他大学の科目を履修できる。
- ・修得した単位は、教授会の議を経て②③と合わせて60単位を限度として本学で修得した単位をみなすことができる。

②大学以外の教育施設等の学修

- ・短大、高等専門学校、文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、本学の履修とみなし単位を与えることができる。
- ・与えることができる単位数は、①③と合わせて60単位を限度とする。

③入学前の既修得単位の扱い

- ・入学前に大学又は短大で履修し修得した科目の単位については、教授会の議を経て、本学で履修した科目において修得した単位とみなし、単位を与えることができる。
- ・与えることができる単位数は、①②と合わせて60単位を限度とする。

4 休学、復学、転学、留学、退学、除籍

(1) 休学

- ・2か月以上修学できない場合は、学生の願い出により休学を許可できる。
- ・疫病等のため、学修が適当でない認められる学生に対して期間を定めて休学を命じられる。
- ・休学期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長を認める。
- ・また、通算して4年を超えることができない。
- ・休学期間は在学年限に算入しない。

(2) 復学

- ・休学期間満了後、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、願い出により復学を許可できる。

(3) 転学

- ・他の大学等へ入学を志望する学生は、学長の許可を得なければならない。

(4) 留学

- ・外国の大学での学修を志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。
- ・留学の期間を修業年限及び在学年限に算入することができる。
- ・「他大学等における授業科目の履修」の規定を準用する。

(5) 退学

- ・学生の願い出により、学長は退学を許可することができる。
- ・長期間の欠席者、所定の成績を得られない、又は成業の見込みがない者に退学を勧告することができる。

(6) 除籍

- ・在学年限を超えた者
- ・休学期間を超え、かつ復学の見込みがない者
- ・授業料を滞納し、催促してもなおお納めない者
- ・死亡又は長期間行方不明の者
- ・退学勧告に応じない者
- ・禁固以上の刑に処せられた者

について、教授会の議を経て、学長が決定する。

別規程で定める内容の方向性

- ① 除籍決定までの手続
- ② 除籍日 等

5 卒業、学位

(1) 卒業

- ・修業年限以上在学し、定められた科目の単位を取得した者（授業科目、単位数等は別規程を設けて定める）
- ・教授会の議を経て、学長が卒業を認定

別規程で定める内容の方向性

科目区分別の卒業要件単位数は、科目検討と合わせて決めていく。

(2) 学位

- ・卒業を認定した者に学位を付与する。
- ・学位の名称は、

}	案1：学士（工学）	}	とする。
	案2：学士（テクノロジー）		
	案3：学士（技術）		

6 授業料等

(1) 授業料

- ・授業料、入学料、検定料の額及び徴収方法等は別に定める。

別規程で定める内容の方向性

①納付すべき種類

- ・入学検定料、授業料及び実習料（科目等履修生等も含む。）

②納付期限

③授業料及び実習料の減免、分納等の基準

④休学、退学、復学等における扱い

⑤各種証明書発行手数料